

「看護職をはじめとする医療従事者の生涯にわたる実践・学習に必要な文献等の複写に係る権利制限の要望について」－要望書作成の経緯

松本直子¹、山口妙子²、和気たか子³、根岸准子⁴、松下茂⁵、小野由美⁶、中木高夫⁷

(日本看護図書館協会 著作権問題検討委員会)

¹ 聖路加看護大学図書館、² 社会保険船橋保健看護専門学校図書室、³ 藤沢市民病院図書室、⁴ 日本看護協会看護教育研究センター図書館、⁵ (株) サンメディア、⁶ 青森県立保健大学附属図書館、⁷ 日本赤十字看護大学

【背景】日本看護図書館協会は、看護職への最新の医療情報の提供と、基礎教育から卒後教育へ生涯にわたる学習環境の整備を目指し、医療情報の流通促進に寄与することを趣旨としており、この観点に立って著作権問題の解決に努めるために、2007年度より、著作権問題検討委員会（以下、「本委員会」という。）を常設化した。

現在、大きな問題となるのが、看護職にとって身近な図書館である、看護専門学校と病院の図書室の著作権法上の位置づけが明確ではなく、文献複写のサービスの基盤が不安定であることである。看護職は、医療従事者において多数を占め、臨床の場面で患者と接する機会も多い。患者の自己決定・自己責任が重視されるようになると、その意思決定をサポートするための適切な情報提供が求められるようになった。医療法の改正で、インフォームド・コンセントは義務化されたが、看護職をはじめとする医療従事者が、患者への根拠に基づく説明を可能にする情報の入手を容易にできるような環境の整備が急がれる。

【要望書の作成と活動】本委員会では、(1)医療行為は、国民の健康・福祉を守るという意味で公益性が高く、また情報提供、説明責任を伴うという点から、裁判手続や報道、学校教育と同様に、複製権の制限ができないか、(2)「著作権法施行令」の「図書館資料の複製が認められる図書館等」において看護専門学校図書室と病院図書室が明確に位置づけられないか、という2点について、改正案を具体的に示し、要望を行った。特に(2)について、看護専門学校のうち、学校教育法にもとづく教育機関で、高校卒業後2年または3年間の教育課程は、大学への編入もできる高等教育機関といえる。また病院の中でも、地域医療支援病院や臨床研修指定病院は、その承認要件や指定基準によって図書室の設置が定められている。こうした法的根拠について示した資料を作成し添付した。

この要望書の案を持って、昨年12月に関係機関を訪問し、現状を説明、意見を伺い、支援をお願いした。文化庁著作権課を訪問した折に、「図書館資料の複製が認められる図書館等」として認められるためには、司書やこれに準じる職員の配置が前提となるが、看護専門学校や病院では、どのような状況なのかという指摘を受けた。また、文部科学省、厚生労働省を訪問した折は、「看護専門学校」について法的に正しい表現をご教示いただいた。参議院南野知恵子議員は、現状を憂慮され、著作権課に事実確認、要望を後押ししてくださった。ただ、著作権法、政令の改正は難しく、並行して権利者との当事者協議会にも参加し、状況を把握しながら解決策を探ることとなった。

【司書等職員の配置状況に関する調査】文化庁著作権課からの指摘を受け、「著作権法施行令」第1条の3に該当するための条件となる司書等職員の配置状況について看護学校及び病院の図書室の実態を把握することを目的に緊急アンケートを実施した。調査対象は、看護専門学校が、2年課程以上の看護職養成所758校（通信制を除く）、病院が、医師臨床研修マッチング協議会ホームページ掲載の臨床研修病院（平成19年度）1004機関とした。方法は往復はがきによる郵送調査で2008年1月10日～1月31日の間で実施した。回収数は、看護専門学校が529校（回収率70%）、病院は578機関（回収率57.6%）で有効回答数577件であった。調査の結果、司書資格を持つ担当者は、看護専門学校において全体の37%、病院において35%であることが明らかになった。

【課題】関係機関の訪問や緊急アンケートの自由記述等から、看護専門学校と病院の図書室の現状が一般的に知られていないことが明らかになったので公表していきたい。また、この複雑な問題をわかりやすく理解できるような情報提供も求められており、今後、これらについても検討する必要がある。